

( 案 )

## 素材生産請負と並行して行う販売事業に関する協定書

素材生産請負と並行して行う販売事業に関し、東濃森林管理署長 見市 貴司(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇(以下「乙」という。)とは、下記により協定する。

令和 年 月 日

岐阜県中津川市付知町8577-4 東濃森林管理署

東濃森林管理署長 見市 貴司

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

### 記

第1条 甲乙双方は、信義にのっとり相互に協力し、かつ、信義にこの協定の遵守に努めるものとし、甲にあっては、当該素材生産請負箇所に発生する販売対象木の供給に努め、乙にあっては、当該素材生産箇所に発生する販売対象木の購入に努めるものとする。

第2条 前条の定めを達成するため、販売対象木等を次のように定める。

該当素材生産請負事業名	森林環境保全整備事業（保育間伐活用型外 東濃4加子母裏木曾）	
販売対象木の内容		
材種	材の形状等	販売見込み数量（m <sup>3</sup> ）
低質材（小径木）	人工林針葉樹等末口径10cm以下の一般材及び杭丸太としての需要が見込まれない材	-
低価格一般材	木曾五木、イチイ、ケヤキ、クリ等の有用広葉樹及び良質材を除く末口径28cm以下の材	-
その他	末木枝条及び端材	50

第3条 前条の販売対象木の販売は、当該素材生産請負事業の伐採区域内に限り行うものとする。

第4条 売買契約期間は当該素材生産請負期間に1ヶ月間を増した期間内で甲と乙との売買契約に基づき行うものとする。ただし、1ヶ月間を増した期間が年度を越える場合においては、その期間を差し引きした期間内で甲と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第5条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第6条 （特約条件）

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。